

北上市競争入札参加者心得

(趣旨)

第1条 この心得は、北上市が行う条件付一般競争入札及び指名競争入札に参加する者が守らなければならない事項を定めるものとする。

(資格確認及び指名の取消)

第2条 条件付一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者（以下「入札参加予定者」という。）が当該入札に係る契約を締結する能力を有しなくなったとき、又は破産者で復権を得ない者となったときは、直ちに届け出なければならない。

2 入札参加予定者が、前項に該当したときは、市において特別な理由がある場合を除くほか、当該資格確認及び指名を取り消す。

3 入札参加予定者が、経営、資産、信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格確認及び指名を取り消すことがある。

(入札保証金)

第3条 入札保証金は、北上市契約規則（以下「規則」という。）第6条第2号の規定により免除する。

(入札の基本的事項)

第4条 入札参加者は、市から指示された設計図書、仕様書及び図面（以下「設計図書等」という。）その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。この場合において、設計図書等に疑義があるときは、質問書を提出し回答を求めることができる。

2 設計図書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、それを理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

(入札書の記載方法)

第5条 前条第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、確認通知又は指名通知において、単価若しくは月額によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

2 入札書の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

3 金額は、アラビア数字で表示し、金額の頭には「¥」記号を記入するか、代表者印鑑（代理人による入札については、代理人使用印鑑）を押印するものとする。

4 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（単価契約とする場合を除き、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もつ

た契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

5 前2項によらない記載方法を用いる場合は、確認通知又は指名通知において指示するところによる。

(入札の辞退)

第6条 指名を受けた者は、入札時まで、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 入札前においては、その旨の書面を契約担当者等に直接持参するか、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9号に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で送付するものとする。

(2) 入札中においては、その旨を入札書に記載し入札箱に投入するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 入札参加者は、入札前に他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

5 入札参加者が2者に満たないときは入札を中止する。

(入札会場の規律)

第8条 入札参加者は、入札会場において入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

2 入札事務関係職員は、入札参加者が指示に従わない恐れがあると認められるとき、入札に関し不正若しくは妨害の行為をする恐れがあると認められるとき又はこれらの行為をしたときは、当該入札参加者に対し、入札会場への入場を拒み又は入札会場からの退場を命ずることができる。

3 入札会場内では、携帯電話の使用を禁止する。携帯電話を持ち込む場合は電源を切ること。また、私語等の行為はこれを禁止する。

(入札)

第9条 入札参加者は、入札前に案件ごとに名刺を提出するものとする。ただし、代理人により入札する場合は、名刺に代えて委任状を提出しなければならない。

2 入札参加者は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印（あらかじめ届け出た印鑑

に限る。)の上、あらかじめ確認通知又は指名通知において示した日時及び場所において、市職員の指示により入札箱に投入しなければならない。なお、入札書は、封筒等に入れず三つ折りにし、入札箱に投入するものとする。

(入札書の書換等の禁止)

第10条 入札者は、その提出した入札書の書換、引換又は撤回をすることができない。

(開札)

第11条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

(入札の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札又は明らかに連合によると認められる入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印のないもの
- (3) 同一事項の入札について2通以上の入札書を入札箱に投入した者の入札
- (4) 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をしたものに係る入札
- (5) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの
- (6) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの
- (7) 指定された入札箱以外に投入した入札
- (8) 入札に関し不正の行為があった者の入札
- (9) 建設工事の入札において、工事費内訳書の未提出又は内容に不備のあるもの。
- (10) 前各号のほか、特に指定した事項に違反したもの

(落札者)

第13条 予定価格以下の最低の価格で入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第14条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格以下の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 前項の再度入札の回数は、原則として2回(1回目の入札を含まない。)以内とする。

3 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、第12条の規定により無効とされなかったものに限る。

(くじによる落札者の決定)

第15条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者はくじを引くことを辞退できない。

(入札結果の通知)

第16条 開札した場合において落札者があるときは、その者の氏名(法人の場合はそ

の名称)及び落札額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者に知らせる。

(契約書の作成)

第 17 条 落札者は、市から契約書が交付された日から起算して 7 日以内に、契約書に記名押印の上、提出しなければならない。

2 前項の期間は、市において必要があるときは、あらかじめ、確認通知又は指名通知において指示するところにより伸縮することがある。

3 前 2 項の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。

4 市は、契約書の提出があったときは、当該契約書に記名押印し、1 部を落札者に返付する。

(契約保証金)

第 18 条 落札者は、契約金額(単価による契約においては、契約金額に予定数量を乗じて得た額、月額による契約においては、契約金額に総月数を乗じて得た額とする。)の 100 分の 10 以上の契約保証金を、契約書提出前に納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を必要としない。

(1) 落札者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるとき。ただし、工事及びコンサルタント業務を除く。

(契約保証金に代わる担保等)

第 19 条 前条の規定による契約保証金の納付は、規則第 25 条第 1 項各号に掲げる担保の提供によりこれに代えることができる。

(履行保証保険証券の提出)

第 20 条 落札者は、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結して契約保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(契約保証金の納付方法)

第 21 条 契約保証金は、市の発行する納付書により、契約書提出前に、当該納付書に記載された場所において納付しなければならない。

2 前項により契約保証金を納付する者は、落札後速やかに市に報告するものとする。

(議会の議決を経なければならない契約)

第 22 条 工事又は製造の請負で予定価格が 1 億 5 千万円以上又は財産の取得で予定価格が 2 千万円以上の契約については、北上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 3 年北上市条例第 40 号)の定めるところにより北上市議会の議決に付し、可決された後に契約を確定させる。

(前金払の対象)

第 23 条 建設工事の前金払は、契約金額が 130 万円を超えるもの、コンサルタント業務の前金払は契約金額が 50 万円を超えるものを対象とする。

(前金払の率)

第 24 条 前金払の率は、規則第 32 条第 2 項に定めるところにより契約金額の 4 割以内とする。

(前金払の請求)

第 25 条 前払金を請求しようとするときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 5 条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と当該工期を保証期間とする同法第 2 条第 5 項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を市に提出しなければならない。

(前金払に関する別記条項)

第 26 条 前 3 条に定めるもののほか、前金払については、入札条件及び別記条項に定めるところによる。

(部分払)

第 27 条 部分払は、原則として行わない。ただし、翌年度以降にわたる工事又は市が必要と認める工事については除く。その場合において、契約書にその内容を明記する。

(中間前金払の対象)

第 28 条 建設工事の中間前金払は、契約金額が 130 万円を超えるものを対象とする。ただし、部分払(年度末により行うものを除く。)を受ける場合は、中間前金払を受けることはできない。

(中間前金払の率)

第 29 条 中間前金払の率は、規則第 32 条第 3 項に定めるところにより契約金額の 2 割以内とする。

(中間前金払の請求)

第 30 条 中間前払金を請求しようとするときは、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 前払金を受領していること。
- (2) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (3) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

(中間前金払についての前金払の規定の準用)

第 31 条 第 25 条の規定は、中間前金払について準用する。

(中間前金払に関する別記条項)

第 32 条 前 4 条に定めるもののほか、中間前金払については、入札条件及び別記条項に定めるところによる。

(建設リサイクル法)

第 33 条 落札者は、落札建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事の場合は、契約記載事項(別紙 1)に必要事項を記載し、落札後速やかに市に提出しなければならない。

(配置技術者等)

第 34 条 契約締結後、配置技術者等を変更できるのは、病休・死亡・退職等の極めて特別な場合に限るものとする。